

令和3年度国有林野の樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査 (マーケットサウンディング) 実施要項 (追加実施)

1. 背景と目的

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年6月5日に可決・成立、令和2年4月1日に施行されました。本法により創設された樹木採取権制度は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間・安定的に伐採できる権利である樹木採取権を公募・審査・選定を経て民間事業者を設定するものです。

樹木採取権の設定については、地域の民間事業者が対応しやすい権利期間10年程度、規模200~300ヘクタール程度を基本の形(以下「基本形」という。)として、全国10箇所の樹木採取区をパイロット的に指定し、公募を開始しているところです。

一方、地域の取組として大規模な製材工場を誘致する場合など国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域においては、その地域の需要動向や森林資源の状況などを勘案しつつ10年を超える期間も設定できることとしているところです。

このような基本形を超える大規模な樹木採取権を設定することに対するニーズがあるかどうか、また、設定する際の規模・期間はどの程度が適切かについて検討するため、マーケットサウンディングを実施することとしておりますが、その一環として本年3月から6月にかけて実施した新規需要創出動向調査について、顕在化した輸入木材の減少による木材不足・木材価格高騰等のリスクへの対応も見据え、民間事業者等の皆様による地域における新たな木材需要創出のアイデアや構想、取組の内容の情報提供(以下「構想提供」という。)を改めてお願いするものです。

2. 構想提供者の要件

新規需要創出構想提供書(以下「構想提供書」という。)を提出いただける方は、素材(原木)を原材料として使用して製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者(意向のある者を含む。以下「実需者」という。)のうち、下記①~③に該当しない者としします。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

3. 構想提供の内容

(1) 構想提供の概要及び記載事項のイメージ

新たに創出する木材需要の内容、方法、規模とこれに相応する樹木採取権の期間・規

模その他の下記に掲げる事項を参考に様式1により提供ください。

この際、樹木採取権については、基本形の期間・規模では対応出来ないもの（基本形の期間・規模を超えるもののみ）に限るものとします。

ア 新たな木材需要創出の内容、規模、道行き、実現可能性

（ア）新規需要創出の内容、方法、需要規模（樹種別の素材（原木）消費量）

（イ）必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格

（ウ）想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い）、実現可能性・確実性を示す数的根拠

イ 樹木採取権及び民有林からの素材調達希望・予定量

（ア）アにより創出される新規木材需要のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量

（イ）アにより創出される新規木材需要のうち、民有林からの調達予定量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策

ウ 地域

当該需要が発生する地域及びその集荷圏、地域への効果

エ 期間

樹木採取権の権利期間について想定（希望）する年数とその理由

オ 事業の実施体制（アの実現に必要なとなる連携する川上側事業体及びその労働力の状況等）

カ その他

（2）構想提供に当たっての留意事項

- ① 構想提供書の文量等は提案者の自由とします。構想提供に要する費用は全て構想提供者の負担となります。
- ② 構想提供の内容は、現行の樹木採取権制度の趣旨に即したものとし、樹木採取権の権利の存続期間、規模に係るもの以外のルールについては、現行の制度（法令、ガイドラインその他の通知）を前提としてください。
- ③ 構想提供に当たっては、樹木採取権制度が、民有林を圧迫するものではないこと、国民の財産である立木資産について通常の立木販売以上の対価を支払うこととしていることに御留意ください。
- ④ 既に地元自治体（都道府県や市町村）に提案の内容を説明し、あるいは調整を行っている場合には、その旨明記ください。
- ⑤ 構想提供書の内容は、外部に公表されることを前提とします。また検証の過程で、構想提供書の内容を都道府県等に照会・共有する場合があります。なおそれらの際は、構想提供者の名前や名称が特定されるような情報は伏せさせていただきます。
- ⑥ 構想提供書提出者に対しては、必要に応じて、林野庁によるヒアリングを行わせて

いただきます。ヒアリング等での発言は、その時点での想定等に基づくものであり、双方を拘束するものではありません。

- ⑦ 具体的な新規創出需要の実現可能性の調査、検討、見定めは、今回の構想提供の結果はもとより、パイロット的に指定することとしている基本となる規模・期間の樹木採取区における事業について一定の評価・検証をした上で行うこととしております。このように複数年にわたり、構想提供いただいた内容を掘り下げて検討することや再度の調査を実施する場合がありますことに御留意ください。
- ⑧ 基本形より小規模なもののニーズ等については、本調査とは別に今後実施する可能性があります。
- ⑨ 構想提供書の提出があったことをもって、樹木採取権の設定や国有林からの素材供給を約束するものではありません。また、構想提供書の内容により、その後の樹木採取権の設定に係る事業者の選定等において構想提供者が有利又は不利に取り扱われることもありません。

4. 資料の提供について

構想提供書の作成に当たり参考となるよう、現時点で国が提供可能な資料（下記の①～②）を提供いたします。

このうち、②については、広く一般に公表していないデータ等が含まれるため貸与資料との取扱いとし、資料提供等申出書（様式2-1）の提出により、提供いたします。令和4年3月18日までに全て国に返還するとともに、複写物等を作成した場合にはその一切を破棄若しくは消去してください。なお、提供した資料に含まれない資料の提供を希望する場合は、追加資料提供等申出書（様式2-2）による申出により、追加提供の必要性等を検討の上、提供可能な場合は資料の取扱条件を付した上で提供します。

【提供資料】

- ①国有林の森林資源量、伐採量の現況に係る資料（ホームページで公表）
- ②国有林材の販売量、販売金額等に係る資料 ※貸与資料

※ 樹木採取権に係る通知類については、次の URL を参照ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html

5. 御質問について

御質問がある場合は、下記のアドレス宛にメールにて質問票（様式3）により下記の期限までに提出ください、回答いたします。なお、提出のあった御質問及びその回答の一覧を公表することで回答に代える場合があります。

構想提供書の提出に係る手続きなど簡易な質問については、電話、メール本文での質問など質問票の様式を用いない方法で構いません。なお、期限以降の追加の質問を妨げるものではありません。

NF_MS_R02@maff.go.jp

6. スケジュール

新規需要創出構想提供書（様式1）の提出期限：令和4年3月18日（金）
資料提供等申出書（様式2-1）の提出期限：令和4年2月11日（金）
追加資料提供等申出書（様式2-2）の提出期限：令和4年2月11日（金）
質問票（様式3）の提出期限：令和4年1月21日（金）

7. 連絡・提出先

連絡先：林野庁国有林野部経営企画課企画班

所在地：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館
北別館8階ドア番号北812

電話：代表：03-3502-8111（内線6288）

直通：03-3502-1027

Fax: 03-3592-6259

E-Mail: NF_MS_R02@maff.go.jp

※構想提供書は原則メールにて御提出ください。